

出産・子育て応援ギフトの交付及び伴走型相談支援の充実について

1. 出産・子育て応援交付金について

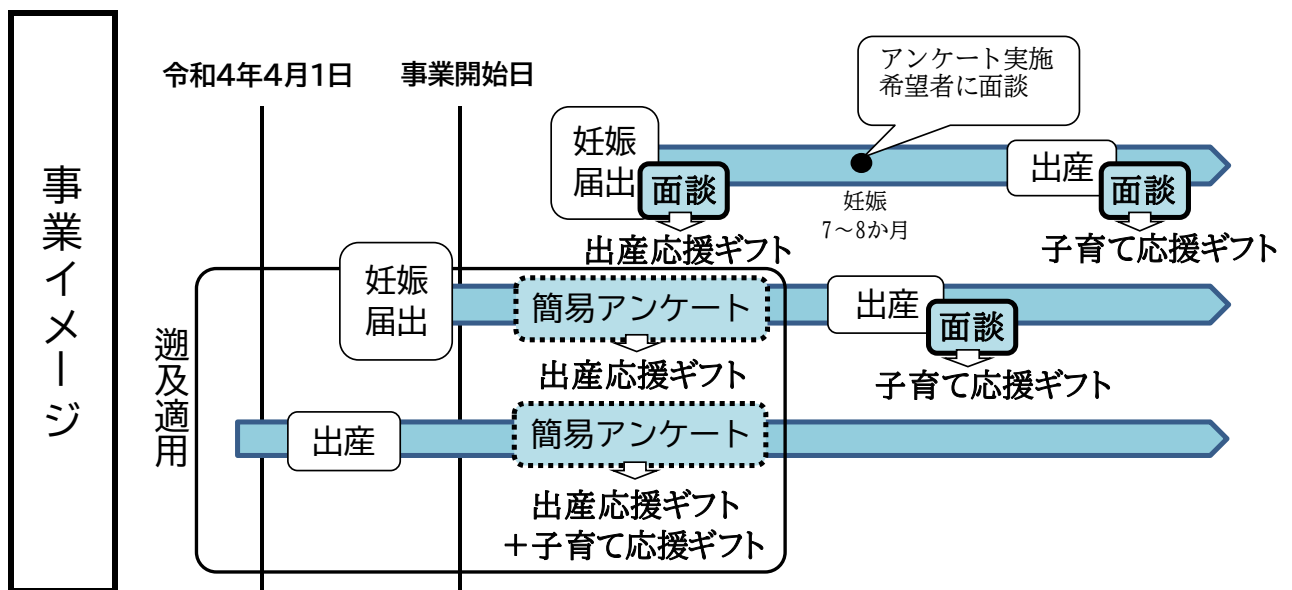
国は、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する「出産・子育て応援交付金」を創設する。

(1) 事業の内容

- ▽妊娠届出時の面談を実施した妊婦に対し、妊婦1人あたり5万円相当の「出産応援ギフト」を交付する。
- ▽妊娠7か月頃に、面談の案内とアンケートを郵送し、希望者に対し、妊娠8か月頃に面談を実施する。
- ▽出生届出時から乳児家庭全戸訪問までの間に面談を実施した養育者に対し、新生児1人あたり5万円相当の「子育て応援ギフト」を交付する。

(2) 出産・子育て応援ギフトの対象と交付要件

出産・子育て応援ギフトの交付対象は、令和4年4月以降に出生した子どもを養育する者（事業開始前の妊娠届出者、養育者については、遡及して交付）



2. 区における対応

実施時期	伴走型相談支援 【既存事業を整理、充実】	経済的支援 【新規事業を創設】
①妊娠届出時	ゆりかご・たいとうを 整理・拡充	<出産応援ギフト> 5万円相当
②妊娠7～8か月頃		
③出生届出時から 乳児家庭全戸訪問まで	乳児家庭全戸訪問を 充実	<子育て応援ギフト> 5万円相当

(1) ゆりかご・たいとう

▽既存のゆりかご・たいとう面接を、国事業における妊娠届出時の伴走型支援の面談実施に位置づけ、整理を行う。

▽新たに、妊娠7～8か月のタイミングでのアンケート、希望者への面談を実施し、伴走型相談支援を拡充する。

(2) 乳児家庭全戸訪問

▽既存の乳児家庭全戸訪問を、国事業における出生届出時から全戸訪問までの伴走型支援の面談実施に位置づけ、整理を行う。

(3) 出産・子育て応援ギフトの交付（新規）

▽対象

- ・伴走型相談支援の面談を実施した者【妊娠：280人、出生：252人】
- ・簡易アンケートの回答を行った者（遡及）【妊娠：925人、出生：1,170人】

▽交付方法

出産応援ギフト、子育て応援ギフトともに、東京都が実施する広域連携の仕組みを活用し、交付する。

3. 事業開始時期

東京都が実施する広域連携の仕組みが整い次第、事業開始

4. 補正予算額

歳入 166,390千円

歳出 198,979千円

※繰越明許費

195,000千円